

令和元年9月吉日

お取引先 経理ご担当者様各位 殿

大分県別府市上人仲町13-43

株式会社 山下工芸
代表取締役 山下謙一郎

電話0977(66)4383
FAX0977(66)4385

消費税変更による請求書発行のお知らせ

拝啓 早春の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知の通り消費税改定に伴い、10月1日より、消費税が、8%から、10%へ引き上げられることとなりました。

弊社の対応といたしまして、下記の内容に、沿ってご請求させていただきますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1.商品価格に係る消費税率について

弊社の商品の販売については、出荷時点で、売上計上する事を規定しております。

よって、令和元年10月1日以降の出荷につきましては、新消費税率10%を適用させていただきます。

尚、9月末までにご発注頂いている商品で、御社指定納期が令和元年10月1日以降出荷の商品は、消費税10%を適用させていただきます。

又、商品によりましては、欠品・分納等その他の理由により令和元年9月末日までに出荷出来ない場合、及び10月1日以降出荷の商品は、消費税率10%を適用させていただきます。

2.請求書について

請求書締め日が末日以前(15日、20日、25日締め)については令和元年月締め日

翌日から令和元年9月末日までに出荷した商品代金は消費税8%、

令和元年10月から出荷した商品代金は消費税率10%で

計算された、**請求書1通のみ**の発行となります。

但し、やむを得ず返品が生じた場合

イ)令和元年9月末以前に出荷納品した商品については、消費税8%にて処理致します。

ロ)令和元年10月1日以降に出荷納品した商品については、消費税10%にて処理致します。

尚、竹炭パウダー食品添加物の商品につきましては、軽減税率8%とさせていただきます。